

設置の目的

- 本学では、2015年に公布された公認心理師法の趣旨に則り、青森県における心理支援職不足を補うため公認心理師を養成し、青森県内に安定的かつ恒常的に輩出していくことを目指し、2020年4月に医学部心理支援科学科を設置した。
- 公認心理師の受験資格を取得するには、4年制大学において定められた科目を履修し、その後大学院において定められた科目を履修し修了することが標準的なコースである。
- 青森県内において心理支援職を養成する機関は本学以外にはないこと、また、本学は青森県で唯一の国立大学法人として、地域を支える高度な専門職人材を育成し、地域課題の解決に貢献することが期待されている。
- その期待に応えるため、公認心理師を養成することで積極的に地域社会の健康向上をリードしていく必要があることから、新たに保健学研究科に心理支援科学専攻（修士課程）を設置する。

理念・特色

理念

- 多職種・多領域にわたるチーム医療で活躍できる高度な知識と技能を有した心理支援職を養成する。
- 医学・保健医療をベースとしながら学問的中心を臨床心理学に置き、科学的知見に基づき心理に関する支援方法を体系的に教育・研究する。

● 心理支援職養成課程を保健学研究科に設置



保健学研究科における基本理念を共有し、
チーム医療の中で活躍する人材を養成するという共通の目標を掲げて結集

各々の専門職の立場からチーム医療の中でより適切な支援を提供できる能力を向上させることができ、双方の役割や研究的視点を身につけることで、チーム医療の中で被支援者の心理的ニーズを理解することができる優れた人材を養成できる。

専攻の特色

学士課程	修士課程
<p>医学部</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学科 保健学科 心理支援科学科 【入学定員10名】 ※2020年4月設置 	<p>保健学研究科</p> <ul style="list-style-type: none"> 博士前期課程 保健学専攻 – 看護学領域、放射線技術科学領域、生体検査科学領域、総合リハビリテーション科学領域 新設 修士課程 心理支援科学専攻 【入学定員6名（収容定員12名）】

- **実証に基づく高い専門的知識及び技能**を有し、それを柔軟に活用する力を持つ心理支援職
- **多領域の専門職との連携によるチームアプローチ**を実践できる心理支援職
- 地域社会における課題を発見し、**地域連携のリーダーとして解決に導くための力**を有する心理支援職
- **高い倫理観と責任感**を持ち、生涯にわたり研鑽を積むことができる心理支援職



養成する人材像

※多職種連携教育(IPE:Interprofessional Education):複数の領域の専門職者が連携およびケアの質を改善するために、同じ場所でもに学び、お互いから学びあひながら、お互いのことを学ぶこと。(英国専門職連携教育センターの定義より)

- 医学部心理支援科学科を基礎に、保健学研究科に設置することで、**多職種連携教育***に重点を置いた教育が受けられる。
- 公認心理師法施行規則が定める科目に加え、**本専攻独自の専門科目を設置**することにより、より深い学びが得られる。
- 主指導教員に加えて専門分野の異なる副指導教員を配置する研究指導体制を導入することで、**保健医療分野における専門的かつ多角的な指導**が受けられる。(専任教員10名)

学びの特色



修了要件

修士課程に2年以上在学し、必修科目20科目（45単位）を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格

学位

修士（心理学）

資格

公認心理師（国家資格）受験資格

修了後は公認心理師として様々な職種で活躍

保健医療分野	福祉分野	教育分野	司法・犯罪分野	産業・労働分野
病院やクリニックなど	児童相談所や障害者福祉施設など	スクールカウンセラーや学生相談室など	家庭裁判所や少年鑑別所など	企業内カウンセラーや従業員支援員など